

令和6年第 8回
総 会
9月

白井市農業委員会会議録

令和6年9月5日 開会

令和6年9月5日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年9月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 1名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和6年度第5次農地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

10月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 9月24日火曜日
- ・事前審査会（案） 10月 1日火曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総 会（案） 10月 8日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、こんにちは。

田んぼのほうもいよいよ稲刈りが始まり、梨のほうも豊水が最盛期を迎えていると思います。

暑いですので、体調面は気をつけていただいて、お仕事のほう頑張ってくださいと思います。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和6年9月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番、海老原菊夫委員、2番、増田道恵委員を指名いたします。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年9月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、復字台山の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は3,795平方メートルです。

権利者は記載のとおりです。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は売買による所有権移転です。

2番、清戸字北割の3筆です。

地目は畑。

地積は合計で1,671平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は賃借権の設定です。

3番、神々廻字西原の1筆です。

地目は畑。

地積は3,230平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は賃借権の設定です。

以上のとおりです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

高宮正明委員。

高宮正明委員 1班班長、高宮です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から南へ約400メートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、半分程度耕作されている状態であります。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて御報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、軽トラック1台、小型ユニボ1台の農機具はそろっております。

労働力は、常時従事者1人、臨時従事者2人で農業に従事しています。

年間従事日数ですが、200日で、技術力もあります。

現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

ちなみに、本案件については、令和4年度に賃貸借をしておりましたが、令和6年6月に持ち分の2分の1を合意解約し、この合意解約した部分を新たに売買するものです。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

審査資料2番を御覧ください。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4.5キロに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されている状態であります。

進入路については、私道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告をいたします。

権利者の所有している主な農機具は、軽バン1台で、農地取得後に、自己資金にて耕運機を1台導入予定です。

労働力は、常時従事者1人で農業に従事する予定です。

年間常時日数ですが、150日で、これまでにチバニアン兼業農業学校、日本農業実践学園、東京オリーブ農園で研修を行っており、新規就農を始めるに当たり、問題ないと思われま。

以上、全ての調査が結果から、本件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

審査資料3番を御覧ください。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から東北へ約3.8キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、耕作されていない状態であります。

進入路については、県道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はありませんが、農地取得後に、自己資金で耕運機1台、草刈り機1台、乾燥機1台を導入する予定です。

労働力は、常時従事者2人で農業に従事する予定です。

年間従事日数ですが、150日で、アグリイノベーション大学校で1年間学んでおり、新規就農を始めるに当たり、問題はないと思われま。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てに満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1 番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 推進委員の秋本です。

補足説明についてですが、ただいま高宮班長さんから報告がありましたとおり、問題なかろうかと思います。

また、聞き取りの中でも、熱意がこもるような説明があり、本人も中国に30年いたとか、主力の作付作物、花山椒、ホアジャオなどを主力としてやっていきたいというような、そういう熱意もありましたので、問題なかろうかと思います。

以上です。

中 村 会 長 2 番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 推進委員の松丸です。

内容については、班長さんの説明のとおりでございますが、義務者と電話で話すことができましたので報告させていただきます。

申請の農地ですが、義務者の父親が購入した土地だそうです。

購入当時は耕作を自ら行っていたそうですが、自宅から遠いこともありまして、貸付けをしまして、数年前まで耕作のほうを行っていたそうです。

この何年かは、返却されたこともありまして耕作はされていみせんでしたが、今回、権利者のほうから耕作をしたいとの話がありまして、今回、申請に至ったということです。

本人も、荒らしたくなかったので、よかったと話していました。

以上です。

中 村 会 長 3 番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員 推進委員の山崎です。

本人と話をしました。

農業経験は、過去に家庭菜園をやっていて、農業をやったことがあるそうです。

将来的には、移動販売、動く八百屋をやりたいとのことでした。

農業機器は徐々にそろえていくということですので、特に問題ないと思われます。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ、岩井委員。

岩 井 委 員 農業委員の岩井です。

1 番の議案に関してですけれども、こちらのほうは、権利者と義務者が2分の1ずつ共有するということになると思うのですが、今後も、権利者と義務者がそれぞれ半分ぐらいずつ耕作するということになるのでしょうか。

中 村 会 長 事務局。

事 務 局 こちらのについては、今回の権利者の方のみが耕作するような形となります。
以上です。

岩 井 委 員 分かりました。ありがとうございます。

中 村 会 長 よろしいですか。

岩 井 委 員 はい。

中 村 会 長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1 番を許可することに可決いたします。

2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2 番を許可することに可決いたします。

3 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3 番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 令和6年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、2 ページを御覧ください。

議案第2号 令和6年度第5次農用地利用集積計画の決定について、白井市長より、

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、別紙のとおり令和6年度第5次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和6年9月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村敦雄。

続きまして、3ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和6年度第5次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、復字城際の3筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は合計で3,105平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が普通畑。

期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は70アール、更新になります。

2番、復字城際の2筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は合計で3,936平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が普通畑。

期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は70アール、更新になります。

以上でございます。

中 村 会 長 農用地利用集積計画については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

また、今回は全て更新ですので、地区担当委員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号

令和6年度第5次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。
承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 令和6年度第5次農用地利用集積計画の決定について、承認すること
に可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、5ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により
専決処分したので、これを報告いたします。

令和6年9月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

6ページを御覧ください。

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

7ページを御覧ください。

② 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出になります。

続きまして、8ページを御覧ください。

③ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

9ページから10ページを御覧ください。

④ 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用届出になります。

11ページを御覧ください。

⑤ 農地法第5条の規定による許可処分の取下げについてでございます。

12ページを御覧ください。

⑥ 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願です。

続きまして、13ページを御覧ください。

報告第2号 農地法18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたしま
す。

令和6年9月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

専決処分については、以上でございます。

続きまして、表紙のほうに戻っていただきまして、4、報告・協議事項の（2）その他になります。

10月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切りが9月24日火曜日、事前審査会が10月1日火曜日、担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会が令和6年10月8日火曜日午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案につきましては、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人